

( 捜 一 ) 第 1 1 号  
( 会 ・ 務 ・ 教 ・ 生 企 ・  
交 企 ・ 備 一 合 同 )  
平 成 7 年 3 月 8 日

本 部 各 部 課 長 殿  
各 警 察 署 長

項目コード	K 0 6 0 2
保存期間	長 期
廃棄年月日	平成48年4月13日
担当係	通 訳 係

三 重 県 警 察 本 部 長

三重県警察通訳官等運用要綱の制定について（例規通達）

改正 平 1 8 （ 務 ） 第 2 9 号

対号 三重県警察通訳等要員運用要綱の制定に  
ついて(例規通達・平成3年11月1日(捜  
一)第6号(務・教・防・備一・企合同))

外国人が係わる凶悪犯罪、不法残留、不法就労等各種犯罪に的確に対応するため、別添のとおり「三重県警察通訳官等運用要綱」を制定し、通訳体制の整備を図ることとしたので、効果的な運用に努められたい。

なお、対号通達は廃止する。

別添

## 三重県警察通訳官等運用要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、通訳及び翻訳（以下「通訳等」という。）に従事する警察職員（以下「通訳官」という。）並びに通訳等の可能な民間の協力者（以下「通訳人」という。）についての指定、運用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 任務

通訳官及び通訳人（以下「通訳官等」という。）は、外国人又は外国が関係する犯罪その他事案が発生し、外国語を使用しての取調べ、事情聴取等を行う必要があると認める場合において、通訳等の業務に当たることを任務とする。

### 第3 通訳官等の推薦

- 1 所属長は、所属職員の中から、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者を通訳官推薦書（様式第1）により、警察本部長（以下「本部長」という。）に推薦するものとする。
  - (1) 国際捜査研修所の語学研修科（委託教養を含む。）を終了した者
  - (2) 財団法人日本英語検定協会による実用英語技能検定試験の英語検定試験2級以上を取得した者
  - (3) 英語以外の外国語については、警察庁主催の外国語技能検定に合格した者
  - (4) 外国に長期間滞在する等により、前記(1)、(2)及び(3)に掲げる者と同等の通訳等の能力を有する者
- 2 所属長は、警察業務全般を通じて、通訳等が可能な民間人の実態を常に把握し、協力が得られる者については、通訳人推薦書（様式第2）により、本部長に推薦するものとする。
- 3 刑事企画課長は、前記1に掲げる者のほか、通訳官として適格性を有すると認める職員については、当該職員の所属長と協議の上、推薦することができる。

### 第4 指定、解除等

- 1 通訳官の指定、解除及び名簿の登載
  - (1) 刑事企画課長は、通訳官推薦書を受理したときは、適任と認める者を選考し、選考候補者として本部長に報告するものとする。
  - (2) 本部長は、選考候補者について、通訳官として適任と認めるときは、指定書（様式第3）により指定するとともに、通訳官名簿（様式第4）に登載するものとする。

この場合において、刑事企画課長は各所属長に対し、通訳官指定通知書（様式第5）により通知するものとする。
  - (3) 所属長は、所属の通訳官が疾病その他の理由により通訳等に従事させることが適当でないことと認めたときは、通訳官等取消申請書（様式第6。以下「取消申請書」という。）により、指定の取消しを申請するものとする。
  - (4) 本部長は、指定の取消し申請があった場合において、その理由があると認めたときは、

当該通訳官の指定を取り消すものとする。

- (5) 刑事企画課長は、通訳官の指定の取消しがあったときは、その旨を当該通訳官の所属長及び本人に通知するものとする。

## 2 通訳人の名簿登載及び削除

- (1) 本部長は、所属長から通訳人推薦書を受領したときは、通訳人として適任と認める者を通訳人名簿（様式第7）に登載するものとする。
- (2) 所属長は、推薦した通訳人が転出したとき又はその他の理由により通訳等に従事させることが適当でないとしたときは、取消申請書により本部長に報告するとともに、通訳人名簿から削除するものとする。

## 3 通訳官の異動等の通知

所属長は、通訳官が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、通訳官異動通知書（様式第8）により、刑事企画課長に通知するものとする。

- (1) 配置換え（所属内における配置換えを含む。）があったとき。
- (2) 身上異動があったとき。

## 第5 通訳官等の運用

### 1 要請

- (1) 所属長は、通訳官等の応援を求めようとするときは、当該事件を主管する警察本部の課長（以下「主管課長」という。）と協議の上、通訳官派遣要請書（様式第9）又は通訳人依頼書（様式第10）により、本部長に申請するものとする。
- (2) 現行犯逮捕や緊急逮捕した場合において、やむを得ず電話により通訳等を依頼した場合は、事後速やかに、前記(1)に準じた手続きを行うものとする。

### 2 派遣

- (1) 本部長は、事件の性質、態様等から通訳官の派遣を必要と認めるときは、指定した通訳官の中から適任者を選定し、当該通訳官の所属長に派遣を命じるものとする。
- (2) 派遣された通訳官は、派遣を要請した所属長（以下「要請所属長」という。）の指揮を受け、前記第2に定める任務に従事するものとする。

### 3 派遣期間

通訳官の派遣期間は、おおむね12日以内とする。ただし、本部長が必要と認めるときは、これを延長することができる。

### 4 相互協力

要請所属長は、通訳官を派遣した所属長（以下「派遣所属長」という。）と緊密な連携を図り通訳官の勤務等に配慮するとともに、相互に協力しなければならない。

### 5 報告等

通訳官等を運用した所属長は、通訳官運用状況（実施結果）簿（様式第11）及び通訳人運用状況（実施結果）簿（様式第12）により毎月その結果を本部長に報告するとともに、

派遣所属長に対し、運用状況を通報するものとする。

## 6 留意事項

- (1) 通訳等は、昼夜を問わず依頼する場合があるが、通訳人の依頼に際しては、相手の都合を十分聞き取るなど礼を失しないよう配慮し、快諾が得られるように努めること。
- (2) 通訳人に支払う謝金の額については、別に定める。
- (3) 検察庁、裁判所等から通訳人の依頼があったときは、通訳人の紹介のみにとどめ、通訳謝金等の詳細は、検察庁、裁判所等と直接交渉させること。
- (4) 依頼を受けた通訳人が通訳又は翻訳に従事中（往復途上を含む。）、突発的な事故により怪我を負ったときは、別に定める災害補償制度を適用することができる。

## 第6 教養及び研修

- 1 刑事企画課長は、通訳官に対し、通訳等に関する能力の向上を図るため、必要な教養及び研修を実施するものとする。
- 2 所属長は、警察庁、管区警察局等が主催する教養及び研修に通訳官を積極的に参加させ、実務能力の向上に努めるものとする。

## 第7 庶務

この要綱に定める通訳官等に関する庶務は、刑事部刑事企画課において行い、各警察署における通訳官等に対する通訳等依頼事務は、刑事部門を担当する課において行う。

(様式省略)